



會

東北大学法学部同窓会

報

第 5 号
 発行所
 東北大学法学部同窓会
 発行日
 昭和53年10月 日
 印刷所
 大日本印刷東北事業部

東北大学薬学部研究棟（青葉山）から川内地区文化系研究棟を展望
 （中央白い建物6階は法学部研究棟、隣9階の建物は文・教育学部研究棟、手前建物は中央図書館）

法学部の近況について

会長 幾代 通

この会報の前号をお届けして以降一年余の間で特筆すべきことの一つは、去る六月十二日の宮城県沖大地震でしょう。地震全般については色々報道されていますので、当法学部についてだけ申しますと、概して軽い被害で済んだこと、とくに人身被害が皆無であったことは何よりであったといえます。

被害の中心は、物品とくに書架の倒れでした。これは実は、そのまえの二月二十日に相当な地震があり、研究棟上部の五階六階の教官研究室で、壁に立てたステイール書架の半数以上が倒れて書物の洪水、という被害がありました。これに懲りて、五・六階の各研究室と四階図書室書架の揺れ倒れを防ぐために、書架相互をステイール梁で連結する、ボルトで壁に固定する等の工事を、三月から四月にかけて急いで実施しました。

そのあとが例の一まわり以上スケールの大きい六月の地震でした。今度は五・六階の書架の倒れは全然なし（ただし、激しい震動で、書物の大半は、やはり吐き出されて洪水？の再現になりましたが、これは仕方ありません）。しかし今度は、三階以下でも書架、ロッカーなどがかなり倒れました。四階書庫では、前述の工事を加えた書架群は、倒れはしませんでした。あの手がまわりかねて（金がまわりかねて？）見送った南北方向の揺れ対策工事の不十分のゆえに、書架群が横にかなりゆがんで窓をプチ破りそうになるという被害がありました。ともあれ、二月地震のあと対策を講じたのがよかったですと思っていますし、その後さらに書架等に対して必要な補強工事を施しました。

地震の翌日の大教室での講義の第一校時だけは停電のために休講としましたが（同教室は無窓の構造）、それ以後は平常どおりの授業に戻りました。なお、地震後ただちに多くの同窓会々員の皆様から電話・電報等によるお見舞いや種々の御好意を寄せられましたことに、心からお礼を申し上げます。

あとさきになりましたが、去る三月には、二二七名の卒業生が元気に巣立って行きました。就職先は、公務員（公社・公団を含む）七二名、金融関係五六名、その他の民間企業七〇名、大学院進学二名などとなっています。新学年に入って四月二二日、名誉教授の高柳真三先生をお迎えして、法学部学生を対象にした学術講演会を開催しました。演題は「日本人と法」。御専門の法史学をふまえての興味深いお話に、聴衆一同、深い感銘を受けました。最後に、四月一日付で、政治学の大獄秀夫助教授が新たにスタッフに加わりました。教官陣の充実には、今後とも一層の努力をするつもりでおります。

法学部の思い出

東北大学名誉教授

柳 瀬 良 幹



るので、外部からは町の様子がわからなぬよう、丘陵に囲まれた土地に城下を作ったのだと聞かされ又北の方の敵の侵略予想路と覚しい地点には東照宮が勧請されて、権現様に弓を引くのでなければ仙台を攻撃できないようになっていたのを見て、成程と納得した。

当時東北大学は帝大の中でも一番外観の見窄らしい大学だと言われていたが、私も始めて来て、片平丁の金研と理学部との間の隙間だらけの杉の生垣を見たとき、そこうかも知れんと思った。それから建物の規格の不統一と配置の不整頓も目についたが、大学を見世物とは思っていなかった私には別に気にならなかった。

仙台の気候も関西者の私には一寸変っていた。その頃文科の或る先生が、仙台にあるのは冬だけで、春・夏・秋は冬の少し変っただけのものだと言った話が伝わっていたが、私も暑さを感じた。併しこれも、暑さも寒さも余り苦にならない私には格別問題ではなかったが、学生の中にはこたえる者もいたとみえて、或る晩一人訪ねて来たが世間話ばかりして用事を言わないので訊いたら、用事はないが寒くて堪らず、下宿にいては炭代が高

私の仙台及び東北大学歴は、職という昭和八年の春から四十四年の春までの三十六年、身体でいう八年の秋から四十五年の秋までの三十七年で、今日までの生涯の半分乃至半分以上に及んでいる。しかもその間には、市でいえば二十年七月十日の空襲に依る潰滅とその後の再建、大学でいえば、十八年秋の学徒出陣の沈痛な記憶と二十年秋以後復員学生の無事な顔を見た喜び、つづいて新制大学への移行と法文学部の解体等、幾多の桑柘の変を経ているので、思い出すこともまた限りがない。

むので火に当りに来たと言っているので、そんなら何故早く言わないのだと炭をつき足し、暖めて帰した愉快なこともあった。

さて無駄話はそれ位にして、東北大学について私が感じていることの二つは、東北大学は東京から丁度手頃な距離にあるということである。一体戦後の日本では地方自治とか地方分権とか誰も彼も喧しく言うが、この狭い国でそんなことが本当にできる筈はないので、実は今でも中央集権であり、国家統治である。従って全国的な大事件は大抵東京を中心に起る。その際余りその附近にいと、末端の些末なことまでが耳目に触れるため、ついそれに釣られて事件の核心を見落しそうになる。私がそれを痛感したのは先年の浅間山荘事件のときで、その翌日或る委員会に出て、内務省警察畑出身の長老委員達が、あれは普通の自動車で行ったから悪い、キャタピラ付きで行ったら直ぐに家に乗りつけて簡単に逮捕できた筈だと言っているのを見て、尤もな話だから感心し、それで事件の本質がわかったような気になりかけて、これは危いと思ったことがあったが、その東京から九十里北の仙台では、そのような末端の些事は途中で濾過蒸発して、本体だけが届くから、そのような錯誤の心配は先ずなかつたように振返って私には思われる。そしてそのような社会の出来事

のが我々の学問の仕事だから、東北大学は学問をし又学問を習う者にとつて地理的に誠に恰好の位置にあるというのが私の持論なのだ。それが学問だけでなく、実務にとつても同様ではないかと思われ。同窓の諸君の大多数は実務に従って居られる人達だが、実務の上でもその正しい処理のための前提として必要なのは事の核心を見抜く眼とそれを理解する頭ではないのだろうか。旧制大学の頃によく言われた、大学卒業者のよい点は全体の見透しが利くことだ。というのも、私にはそれを指した学卒業者の取柄だということも取りも直さず大学の仕事は学生のそういう眼と頭を養うことだということだから、そうだとすると、それに最も適した位置にある東北大学は大学の仕事に最も適した大に社会で実務の処理に当られて居る同窓の諸君は学生の頃を顧みてその点をどう感じて居られるか、一度聞きたいと思つて居るところである。

それから東北大学についてもう一つ私が感じていることは、学生諸君が互によく知り合つて居ることである。私は東京大学の出だが、東京大学はその頃は今よりもっと大きい一学年六五〇人のマンモスで、その上一種のセクトの気味のある旧制高等学校の卒業者はかなりであったから、横の連絡は到底つかなかった。現に同窓会もないし、同級生で私が識つているのも出身高等学校の友人を通しての知合いか卒業後の職業上の知合いかだけである。だから、東北大学へ来て、同級生の諸君が誰も彼も懇意であるのみならず、上級生と下級生との間にも懇親の糸が繋がっているのを見て、迂闊な話だが意外な気がするとともに、又羨しく思った。同窓会があつてその運営が円滑に行つて居るのも、またこの地盤があつてのことだと思われ。固よりそれが派閥とか学閥とかになれば褒めたことではないけれども、人間としての連繫である限り、当然のことであるとともにまた喜ぶべきことで、縁あつて客員に加えてもらつて居る私としてもその永続と深化を祈らざるを得ない。

◎募金について

お願い

募金も始められ、各方面から多大のご援助を頂いておりましたが、なお、もう一つ盛りあがりがあるように思われます。何卒ご理解を賜わり、募金について皆様方の一層のご協力をお願いいたします。



東北大学法学部
學術振興基金

創設募金について

前会長 外尾健一

この度、同窓会が中心になって、東北大学法学部學術振興基金創設募金会が設けられ、募金が始まりました。当初の財団法人構想から若干変った点もありますので、会報をおかりして経過を御報告申し上げます。

※※

東北大学法学部の研究教育活動に必要な助成を行なうため、財団法人をつくつたらどうかという構想が発議されたのは、昭和四八年四月の同窓会理事会の席上でした。構想はさらに同年八月の理事会で討議され、翌四九年三月には東京支部会長安西浩氏と意見交換の後、積極的に推進していかうということになりました。同年八月、法人設立準備委員会が発足し、着々と準備が重ねられました。五〇年一月には、法人設立計画概要と中間報告を同窓会各支部と同窓生全員に送り、その反響(意見)に基づいて今後の進め方が検討されました。その結果、早い機会に具体化することになり、募金趣意書、寄付行為等の原案が作成され

た。以後、精力的集中的に計画は進められましたが、どうしても打開できなかったのが免税の問題です。すなわち、寄付金について免税措置をとりたかつたのですが、新しく財団を設立するための寄付金には免税措置は認められないということでした。一時は免税措置なしで財団法人を設立しようかという案も出たのですが、結局、財団法人構想をとりやめ、全額を国(東北大学法学部)に寄付するという形をとって、寄付金について運用することになりました。つまり、国に寄付する場合には、寄付金について所得税法、法人税法上免税になりますので、募金会が集めたものをいったん国に寄付します。文部大臣は当該寄付金に相当する金額を東北大学法学部に交付し、その経理を委任するわけです。法学部では毎年その利息によって研究教育活動を行なうことができるのです。もちろん、その使途については厳格な国の会計検査に服します。この委任経理金の制度を利用しますと、実質上は財団法人をつくつた場合と同じように運営していくことができます。収支決算については、その活動状況を同窓会の皆様を知って頂くため、同窓会報に載せて頂くことを考えています。

※※

募金を開始して以来、早速、多くの方々からお心のこもつた多大の御援助を頂きつつあります。また、何人かの方からは、研究についての励ましや教育についての貴重な御意見を頂き、感激しております。有意義に活用させて頂かねばと今後の責務の重大さを痛感しています。われわれスタッフ一同、一層の努力をして伝統のある東北大学法学部をますます発展させ充実させていくつもりであります。

支部だより

東京支部会

小幡常夫

先般の地震の被害を案じ、在仙各位のご不便に対し心からお見舞い申し上げます。

さて恒例の支部会総会は、昨年度は十二月七日に、すでにお馴染みの新橋第一ホテルで催されました(参加者約百八十名)。第一部の記念講演会では、警察庁次長山本鎮彦氏(現在長官・十八年卒)を迎え、われわれが日頃看過している国際刑事警察機構の活動状況を

お話し頂きました。第二部の総会では、議長安西支部会長より、かねてから検討されてきた法学部學術振興助成のための基金創設について、東京支部会の理事会に於いても積極的に協力する旨決議されたと報告され、支部会員全員の強力な支援を要請されました。なお当日は外尾同窓会長もわざわざ上京され、総会に祝辞を述べられると共に、東京支部会理事会の決議に謝意を述べられました。事務局報告では、前年度継続事業としての支部会員名簿作成の経過(七月十五日発行・会費納入者全員に対して無料配布)と、広告掲載協力者各位への謝辞が述べられました。第三部の懇親会では、来賓の勝本正晃先生の乾杯の音頭を皮切りに八個の大テーブルに盛られた西洋料理の外・屋台に準備したそば・おでん・焼鳥等の和風料理に参集して杯を傾け、同期の明るい談笑・来賓の先生や、始めてお会い出来た大先輩へのご挨拶など、同窓会ならではの見られない横と縦の人の和。二時間余りの楽しい会合は杉副会長の閉会挨拶を以って来年の再会を期して幕を閉じた次第です。五十三年に入り事務局は、法学部學術振興基金創設のための募金活動準備に専念、二回に亘る全国世話人会(安西支部会長主催発起人受諾要請・関係当局との接渉、募金趣意書の作成並びに発送(六千四百名)等、精力的に活動してまいりましたが、愈々実行運

動を展開してその成果を挙げるためには、更に一段の努力が必要かと思われます。各位の心暖まるご寄付を、深くお願い申し上げます。
(東京支部会事務局長)

岩手支部
柴内 真

当支部は、これまで支部規約等不備な面もありましたが、このたび、東北大学法学部同窓会から東北大学法学部学術振興基金創設募金についての協力依頼がありまして、支部の充実強化を図ることにし、去る六月十日午後五時より、盛岡市菜園にありま

す「大雅」において、支部総会を開催しました。
当日は会員二十余名のほか、本部より幾代法学部長も出席され、総会にいちだんと花を添えていただきました。

関支部長の挨拶に続いて、来賓挨拶として幾代法学部長から今回の募金の趣意や協力の依頼について、大学の近況等も混じえながらお話しがありました。
次に協議に入り、まず支部規約を定め、続いて、関文香支部長(昭和八年卒岩手大学名誉教授)と渡辺武副支部長(昭和十三年卒岩手日報社会長)ほか、次のとおりの役員等が選ばれ、向こう二年間の支部運営に当たることになりました。

幹事吉野睦男(昭和二十六年卒盛岡タクシー代表取締役社長)、同

畑山尚三(昭和二十八年卒弁護士)同窓会支部の要請で合同して開いたが、工学部・理学部関係者も飛び入りがあり、出席者は年毎に増加し、昨年の会合では遂に八〇名を超え盛会を極め、会場閉店時にも席を立つ者が少く、閉会を宣せず流れ解散とし、仲居等にも残してもらった。会員より年一回では少ないとの要望や、高年層だけの会合或は壮年層だけのそれを開けとの各希望があり、目下考慮中である。

本年度の会合は近く開催の予定である。
なお黒田一(会員(昭和八年卒)より、今般新刊の著書「わが師わがことば」(毎日新聞社発行)を、各会員に於いて購入頂ければとの申し出が当支部に対しあったので、紙上を借り、全国同窓生各位に御配慮をお願いする。

大阪支部は毎年一回総会を開催する慣習になっているが、昨年一月その会合がなされた。

大阪支部
間狩 昭



例年通り、経済学部・文学部各同窓会支部の要請で合同して開いたが、工学部・理学部関係者も飛び入りがあり、出席者は年毎に増加し、昨年の会合では遂に八〇名を超え盛会を極め、会場閉店時にも席を立つ者が少く、閉会を宣せず流れ解散とし、仲居等にも残してもらった。会員より年一回では少ないとの要望や、高年層だけの会合或は壮年層だけのそれを開けとの各希望があり、目下考慮中である。

本年度の会合は近く開催の予定である。
なお黒田一(会員(昭和八年卒)より、今般新刊の著書「わが師わがことば」(毎日新聞社発行)を、各会員に於いて購入頂ければとの申し出が当支部に対しあったので、紙上を借り、全国同窓生各位に御配慮をお願いする。

山形支部
川崎 秀 司

数年前のこと、東北大学法学部同窓生の間から、同窓会は、本来、会員相互の親睦を図ることを目的とするものであるが、今日においては、むしろこれを財団法人に改組し、確固たる経済的基礎の上に立てて法学部の研究、教育両面の振興に寄与すべきであるとの建議が起ったのであった。もっとも、法人の形態に関し、社団法人化の方向を有力視した時期もあったが、現行同窓会の組織をそのまま残し

たいとの強い意向を考慮し、また法人の運用面、手続面の見地から判断して財団法人の方向で計画を推進するのが妥当であるとの結論に達したのであった。おもうに、大学の財政的危機が叫ばれて久しいが、法学部もその例外ではない。昨年のこと、東北大学法学部で東京から法学界の重鎮であられる有名な先生をお迎えして、法学部の学生を対象にした学術講演会を開催したところ、広い一番教室に立

たいとの強い意向を考慮し、また法人の運用面、手続面の見地から判断して財団法人の方向で計画を推進するのが妥当であるとの結論に達したのであった。おもうに、大学の財政的危機が叫ばれて久しいが、法学部もその例外ではない。昨年のこと、東北大学法学部で東京から法学界の重鎮であられる有名な先生をお迎えして、法学部の学生を対象にした学術講演会を開催したところ、広い一番教室に立

先生の談々と簡潔、明快なお話が続き、聴衆一同、深い感銘をうけたとのこと、ところが、同先生に対する学部からの謝礼はまことに粗末であって、一般の人には信じられないほんとうの話である。もって法学部の財政的貧しさをうかがうに足るのである。ちなみに東北大学経済学部では、すでに八、九年前から経和会という財団法人を設立して、その適切な運営によって学部援助の実を挙げているとのことである。

かくて、わが法学部も財団法人という新組織による運営を期待していたのであるが、財団法人に対する免税措置は現行法上無理であり寄付金を国に直接寄付することであれば免税措置が得られるとのことであったので、財団法人設立の構

想を取り止め寄付金全額を国(東北大学法学部)に寄付し委任経理金として運用することにより初期の目的を達成することになったのである。そこで、会則を改訂し、東北大学法学部学術振興基金創設募金会会則を定め、新たな構想で出発することとなったというので、右創設募金会会長より当支部へ協力方要請の書信があり、追ってまた募金

に関する書類の送付をうけたのである。そこで早速、当山形支部の役員、幹事及び法人寄付の責任者に連絡して、先ず新しい名簿の作成、総会の開催、寄付募集等々につき協力をお願いし、法学部支援の協力体制作りにつとめていくというのが当支部の近況であり、具体的な活動はこれからで、今格別お伝えする程のことではないので、近況をというご来旨には反するでしょうが、余白をかきりてできるだけ多くの方々にご理解を得てご支援を仰ぎたく、勝手ながらその趣旨に蛇足を加えさせていただきます。ご諒察を乞う。(山形支部長)

たいとの強い意向を考慮し、また法人の運用面、手続面の見地から判断して財団法人の方向で計画を推進するのが妥当であるとの結論に達したのであった。おもうに、大学の財政的危機が叫ばれて久しいが、法学部もその例外ではない。昨年のこと、東北大学法学部で東京から法学界の重鎮であられる有名な先生をお迎えして、法学部の学生を対象にした学術講演会を開催したところ、広い一番教室に立

先生の談々と簡潔、明快なお話が続き、聴衆一同、深い感銘をうけたとのこと、ところが、同先生に対する学部からの謝礼はまことに粗末であって、一般の人には信じられないほんとうの話である。もって法学部の財政的貧しさをうかがうに足るのである。ちなみに東北大学経済学部では、すでに八、九年前から経和会という財団法人を設立して、その適切な運営によって学部援助の実を挙げているとのことである。

かくて、わが法学部も財団法人という新組織による運営を期待していたのであるが、財団法人に対する免税措置は現行法上無理であり寄付金を国に直接寄付することであれば免税措置が得られるとのことであったので、財団法人設立の構

想を取り止め寄付金全額を国(東北大学法学部)に寄付し委任経理金として運用することにより初期の目的を達成することになったのである。そこで、会則を改訂し、東北大学法学部学術振興基金創設募金会会則を定め、新たな構想で出発することとなったというので、右創設募金会会長より当支部へ協力方要請の書信があり、追ってまた募金

に関する書類の送付をうけたのである。そこで早速、当山形支部の役員、幹事及び法人寄付の責任者に連絡して、先ず新しい名簿の作成、総会の開催、寄付募集等々につき協力をお願いし、法学部支援の協力体制作りにつとめていくというのが当支部の近況であり、具体的な活動はこれからで、今格別お伝えする程のことではないので、近況をというご来旨には反するでしょうが、余白をかきりてできるだけ多くの方々にご理解を得てご支援を仰ぎたく、勝手ながらその趣旨に蛇足を加えさせていただきます。ご諒察を乞う。(山形支部長)

事務局よりお願い

一、今回会員名簿の改善と内容を充実し、信頼される名簿とするため努力を一つづつしていますが、これは会員の皆様からの協力なしでは実現はできません。つきましては、同封の官製葉書(校正用資料)は絶対に必要でありますから全欄記入して必ず投函して下さい。
特に、現住所は一寸の不備があっても届かず、返還されてくるケースが多く、正しい住所名を楷書でかいてください。